

私立幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）に在籍している方へ

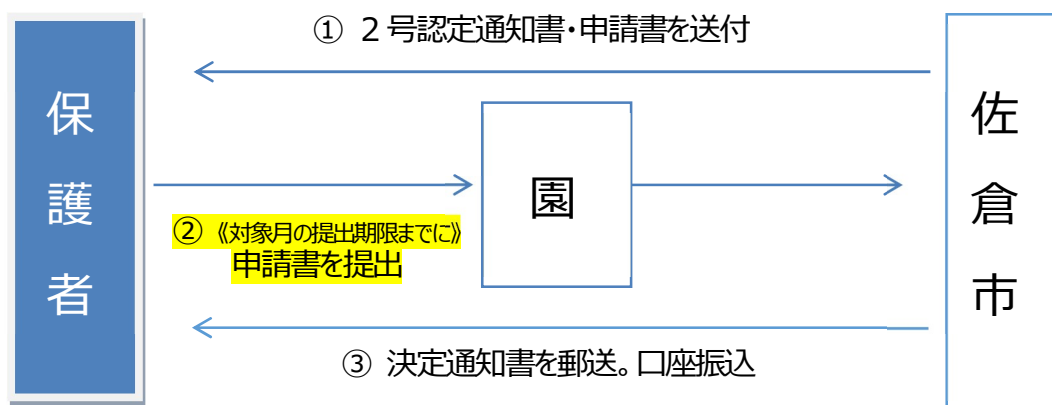
預かり保育の利用料の支給申請について

1. 申請手続・交付までの流れ

施設等利用給付2号認定を受けた方で、預かり保育を利用された場合は、3か月分ごとに園へ「施設等利用費支給申請書」を提出してください。在籍園が利用実績を確認後、市から皆様の指定口座にお振込みいたします。

※市外の幼稚園に在籍している方は、取扱いが異なる場合がありますので、在籍園にお問い合わせください。

※振込先として指定できる口座は、原則として、給付認定を受けた保護者と同一名義の口座に限られますので、申請の際はご注意ください。



2. 支給額

預かり保育利用日数に日額単価450円を乗じて計算した支給限度額(上限11,300円)と、実際に支払った利用額を月毎に比較して、少ない方が支給額となります。

(例) 利用日数(15日) × 日額単価(450円) = 6,750円 … A

預かり保育の利用料 8,000円 … B

A と B を比較して少ない 6,750円(A) が給付額

3. 申請書提出期限

対象月により申請書提出期限が異なりますので、ご注意ください。

対象月	申請書提出期限	交付予定月
令和3年 4～6月分	6月11日(金)	8月下旬
7～9月分	9月10日(金)	11月下旬
10～12月分	12月10日(金)	令和4年2月下旬
令和4年 1～3月分	令和3年 3月11日(金)	5月下旬